

西宮市子ども手当返還金滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市における子ども手当返還金(以下「返還金」という。)の滞納対策の実施について必要な事項を定め、返還金の滞納の解消と適正な管理を図るものとする。

(返還金の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 過誤払の返還金 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行なわれた場合における当該子ども手当及び子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子どもの手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分をいう。
- (2) 不正利得の返還金 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「法」という。)第13条に規定する偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者がある場合における徴収金をいう。

(請求)

第3条 市長は、返還金がある場合、当該返還金の返還義務がある者(以下「納付義務者」という。)に対し、納期限を定めて返還金を請求する。

(督促)

第4条 市長は、納付義務者が前条の納期限までに返還金を納付しないときは、当該納期限の属する月の翌月末日までに、督促状(兼)催告書(以下「督促状」という。)を発し、督促を行う。

- 2 督促状には、その発した日から起算して10日を経過した日を督促に係る納期限として指定するものとする。

(催告)

第5条 市長は、返還金の滞納者(前条の規定により督促を受けたにもかかわらず督促に係る納期限までに納付しなかった者をいう。以下同じ。)に対しては、納付促進のため、文書、電話及び戸別訪問による催告を行う。

- 2 前項に規定する催告によっても納付しない者には、必要に応じ、市長が個別に出頭を求め、面談による催告を実施する。

(分割納付)

第6条 市長は、災害その他の理由により返還金の納付が困難であると認められる納付義務者に対しては、次に定めるところにより返還金の分割納付をさせることができる。この場合においては、納付義務者は、返還金分納誓約書を市長に提出しなければならない。

- (1) 分割納付する月額、納付義務者の生活状況を詳細に聴取のうえ、返還金に係る月額の2分の1に相当する額又は返還金の合計額を24で除して得た額に相当する額以上の額とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、同号に定める額によりがたい特別の事情が認められる場合は、同額を下回る額とすることができる。

2 市長は、前項各号による分割納付について、納付義務者の生活状況に改善が見られた場合は、分割納付の決定の取消し又は分割納付の月額を増加を行うことができる。

(徴収停止)

第7条 市長は、過誤払の返還金の滞納者について、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、徴収を停止することができる。

(1) 滞納者の所在が不明であり、かつ、徴収することができる財産の価額が徴収費用を超えないと認められるとき。

(2) 返還金の額が少額で、徴収に要する費用に満たないと認められるとき。

(徴収停止の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により徴収を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者について同条各号に該当する事実がないと認めるときは、その徴収停止を取り消さなければならない。

(徴収停止の継続に伴う返還金の請求権の放棄)

第9条 市長は、第7条の規定による徴収停止が3年間継続した後においてもなお当該滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、納付することができる見込みがないときは、西宮市債権の管理に関する条例(平成19年西宮市条例第35号)第14条第5号の規定により過誤払の返還金を請求する権利を放棄する。

(滞納処分)

第10条 市長は、不正利得の返還金の滞納者に対し、法第13条第1項の規定により、国税徴収の例により滞納処分を行うことができる。

(滞納処分の執行停止)

第11条 市長は、不正利得の返還金の滞納者について、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

(1) 滞納繰越分であって、滞納処分をすることができる財産がないとき又は滞納処分の対象となり得る財産の処分予定価額が滞納処分費用を超えないと認められるとき。

(2) 滞納処分をすることによって、滞納者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けなければ生活を維持できない状態になるおそれがあるとき。

(3) 滞納者の所在又は居所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(滞納処分の執行停止の取消し)

第12条 市長は、前条の規定により滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者について同条各号に該当する事実がないと認めるときは、その滞納処分の執行停止を取り消さなければならない。

(滞納処分の執行停止の継続に伴う返還金の消滅)

第13条 第11条の規定による滞納処分の執行停止が3年間継続したときは、不正利得の返還金を納付する義務は、消滅する。

(時効)

第14条 過誤払の返還金を徴収する権利は5年を、不正利得の返還金を徴収する権利は2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(不納欠損)

第 15 条 第 9 条、第 13 条又は前条の規定により、返還金を徴収する権利が消滅したときは、市長は、当該返還金について不納欠損処理をするものとする。

(返還金の徴収)

第 16 条 市長は、返還金の徴収については、この要綱に定めるもののほか、西宮市債権の管理に関する条例に定めるところにより、適正に管理するものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。